

# 第二十三回

## 大津町農業委員会

令和七年五月十二日

## 第 2 3 回大津町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 5 月 1 2 日 (月) 9 : 3 0 から 1 0 : 3 0

2. 場 所 大津町役場 2 階 町民協働ルーム

3. 出席農業委員 (9 人)

|             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1 番 古庄 廣継   | 2 番 東 一夫    | 4 番 藤本 勝昭   |
| 5 番 宮崎 京子   | 7 番 府内 公生   | 8 番 岩本 勝    |
| 1 0 番 大村 礼美 | 1 1 番 荒木 博文 | 1 2 番 津田 恵美 |

出席農地利用最適化農業委員 (9 人)

|              |             |              |
|--------------|-------------|--------------|
| 2 番 中尾 信幸    | 4 番 竹中 繁継   | 5 番 大田黒 淳次   |
| 6 番 吉山 一豊    | 8 番 荒木 幸一   | 9 番 石原 龍二    |
| 1 1 番 和田 勇一郎 | 1 2 番 野村 哲也 | 1 7 番 本田 喜代治 |

4. 欠席農業委員 (0 人)

欠席推進委員 (2 人) 4 番 竹中 繁継 1 6 番 松永 富幸

5. 議事日程

日程第 1 開 会  
日程第 2 議事録署名委員の指名  
日程第 3 会期の決定について  
日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可の取消について  
日程第 5 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
日程第 6 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
日程第 7 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
日程第 8 議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に係る法律第 1 8 条第 5 項による農用地利用集積等促進計画 (利用権) の意見について  
日程第 9 議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に係る法律第 1 8 条第 5 項による農用地利用集積等促進計画 (所有権移転) の意見について  
日程第 1 0 議案第 7 号 農業委員会の法令順守の申し合わせについて  
日程第 1 1 報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可不要転用届 (熊本県) について  
日程第 1 2 議案第 8 号 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 齊藤 孝浩 事務局次長 府内 優也 事務局 堀江 大成

7. 会議の概要 別紙のとおり

【令和 7 年 5 月 1 2 日 第 2 3 回定例総会議事録 別紙】

事務局 定刻になりました。皆さんお揃いですので、定例総会を始めてよろしいでしょうか。

それでは、荒木職務代理者から開会の宣言をお願いいたします。

職務代理 ご起立をお願いします。みなさん「おはようございます」。着席をお願いします。只今から令和 7 年 5 月、第 2 3 回定例総会を開会いたします。

事務局 日程第 1、開会、開会に当たり、津田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 挨拶あり。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、会議の成立ですが、本日は、農業委員過半委員が出席されておられますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に議長選出ですが、議事進行につきましては、会長をお願いします。

会 長 それでは、議長ということですので議事を進めさせていただきます。  
日程第 2、議事録署名委員の指名です。5 番 宮崎 京子委員と  
6 番 宮崎 恵美委員をお願いします。

日程第 3、会期の決定についてです。お諮りします。5 月の第 2 3 回定例総会は、本日 1 日を持って終了としたいと思いますが、ご意見はございませんか。

賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。5 月の第 2 3 回定例総会は本日 1 日をもって終了とします。

議案審議に入ります。日程第 4、議案第 1 号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可の取消についてご説明いたします。

議案書は 1 P をご覧ください。

これは、令和 5 年 3 月 1 0 日開催の第 3 5 回定例総会において承認された農地法第 3 条による所有権移転の許可について取消願が提出されたものです。議

受人、譲渡人、土地については議案書記載のとおりです。

取消の理由は、配偶者を譲受人として許可を受けていましたが、配偶者への所有権移転であると農業者年金の特例附加年金の受給資格を満たさないことが判明したことによるものです。

なお、今後は中間管理事業を利用して第3者への農地の貸借を行う予定とのことです。

以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

農地法第3条の規定による許可の取消についてご意見・ご質問等はございませんか。

(意見・質問なし)

それでは、農地法第3条の規定による許可の取消について、これを承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可の取消につきましては、承認いたします。

続きまして日程第5、議案第2号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第2号、農地法第3条に係る申請についてご説明いたします。議案書は2P～3Pをお願いします。

農地法3条では、調査書に記載した各項目に該当する場合、いわゆる農業者の要件を満たさない場合は許可できないとなっております。

定例総会において、調査書の第2項第1号から第6号により判断しております。

3条の1、調査書は1P、申請地見取図は1P～2Pをお願いいたします。

申請地は大字陣内地内にある農地2筆です。

申請理由は、売買による所有権の移転です。麦、大豆の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、陣内地区ですので、藤本委員から説明をお願いします。

藤本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。  
申請地は大字陣内地内の農地です。  
申請の内容は、陣内地内の田 2 筆、9 8 1 m<sup>2</sup>について売買による所有権の移転を行うものです。  
譲受人は農業法人です。今回、譲渡人と譲受人双方で売買の話がまとまったため申請に至りました。農業機械等は所有するトラクターなどを使用することとなっています。労働力、営農技術も問題ないと思われます。  
現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。  
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。陣内地区担当は吉山推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 この場所は、譲受人の親の代から作られていたため、特に問題はありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。  
それでは審議に入ります。  
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3 条の 1、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3 条の 2 について事務局の説明を求めます。

事務局 3 条の 2、調査書は 2 P、申請地見取図は 3 P～4 Pをお願いいたします。  
申請地は大字大林地内にある農地 1 筆です。  
申請理由は、売買による所有権の移転です。栗の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。  
調査書記載のとおり 1 号から 6 号まで該当する項目はないと思われます。  
以上、事務局の説明を終わります。

- 会 長        説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、大林地区ですので、東委員から説明をお願いします。
- 東委員        現地調査及び小委員会の報告をいたします。  
申請地は大字大林地内の農地です。  
申請の内容は、大林地内の畑1筆、197㎡について売買による所有権の移転を行うものです。  
譲受人は兼業農家です。今回、譲渡人と譲受人双方で売買の話がまとまったため申請に至りました。農業機械等は所有するトラクターなどを使用することとなっています。労働力、営農技術も問題ないと思われます。  
現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。  
ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 会 長        担当農業委員の説明が終わりました。大林地区担当は竹中推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。
- 事務局        竹中委員より「特に意見はありません」と連絡がっております。
- 会 長        担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。  
それでは審議に入ります。  
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。  
(質問・異議なし)  
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成と認めます。
- 3条の2、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。
- 3条の3及び3条の4については、営農型太陽光発電設備の転用ですので、5条の4の時に一括して審議します。
- 続きまして日程第6、議案第3号を上程いたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局        それでは、議案第3号、農地法第4条に係る申請についてご説明いたします。  
議案書は4P～5Pをお願いいたします。今回5件の申請がなされております。

す。

当初は6件の申請となっていました。申請地見取り図にある4条-3が申請後、内容の変更等があったため、議案については4条-4以降が1つずつ繰り上がり4条-1から4条-5までの5件となります。

4条の1、意見書（案）は5P、申請地見取り図は7P～8Pをお願いいたします。

申請地は大字岩坂地内の農地です。

1の転用目的は通路への転用です。

農地の区分は、第1種農地に該当しますが、例外規定の集落接続に該当し、転用は可能です。申請地は通路となるため、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

既に通路として使用していることから、農地法の理解がなく、今後は農地法を遵守する旨の無断転用の始末書が提出されています。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長       説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、岩坂地区ですので、荒木農業委員から説明をお願いします。

荒木委員     現地調査及び小委員会の報告をいたします。  
申請地は、大字岩坂地内で、甕神社から南東約150mに位置する農地です。  
申請の内容としては、自宅敷地内に住居を建築する際、北側の接道では基準を満たせないことが判明し、新たに接道を取る必要があったことから、今回の申請となりました。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。  
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長       担当農業委員の説明が終わりました。岩坂地区担当は中尾推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見     特にありません。

会 長       担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。  
それでは審議に入ります。  
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。  
（質問・異議なし）  
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

4条の1、通路への転用については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、4条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 4条の2 意見書(案)は6P、申請地見取図は9P～10Pをお願いいたします。

申請地は大字室地内の農地です。

1の転用目的は貸駐車場への転用です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある準工業地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

申請地は駐車場となるため、隣接地への日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、室地区ですので、岩本農業委員から説明をお願いします。

岩本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字室地内で、翔陽高校の北西約400mに位置する農地です。

申請の内容としては、立地条件が良く、近隣の企業の職員駐車場として使用することから、今回の申請となりました。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。室地区担当は石原推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 意見はありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。



(全員挙手)

全員賛成と認めます。

4条の2、貸駐車場への転用については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、4条の3について事務局の説明を求めます。

事務局 4条の3 意見書(案)は7P、申請地見取図は13P～14Pをお願いいたします。申請地見取図の右上の記載は繰り上がりの関係で4条の4となっておりますが、4条の3と読み替えてください。以下、見取図の記載は同様にお願いいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

1の転用目的は農業用施設用地(畜舎)への転用です。

農地の区分は農振農用地ですが、農業用施設用地に用途変更しており、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので、私から説明をします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。  
申請地は、大字杉水地内で杉水橋から北東約250mに位置する農地です。  
申請の内容としては、道路拡張計画により現在所有している畜舎の移転を余儀なくされ、申請地付近に自己所有地が集約されていることから、今回の申請となりました。  
現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。  
ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。杉水地区担当は本田推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。

事務局 本田委員より「特に意見はありません」と連絡があっております。

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。  
それでは審議に入ります。  
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。  
(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

4条の3、農業用施設用地への転用については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、4条の4について事務局の説明を求めます。

事務局 4条の4 意見書(案)は8P、申請地見取図は15P～16Pをお願いいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

1の転用目的は飼料用ロール及び農業用資材置き場への転用です。

農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、例外規定である農業用施設に該当し、転用は可能です。

既に飼料用ロール及び農業用資材置き場として使用していることから、農地法の理解がなく、今後は農地法を遵守する旨の無断転用の始末書が提出されています。

以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので、私から説明をします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字杉水地内で、護川小学校の東約700mに位置する農地です。

申請地は、申請者が売買で取得した平成30年5月以降、飼料用ロールや農業用資材置き場として使用しており、畑に戻すのは相当の労力、費用が必要であり、現況のまま飼料用ロール及び農業用資材置き場として利用することは致し方ないと考えます。

現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。杉水地区担当は本田推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。

事務局 本田委員より「特に意見はありません」と連絡があっております。

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。  
4条の4の審議につきまして、農業委員会等に関する法律第31条及び大津町

農業委員会会議規則第10条に定める「議事参与の制限」により、私は退室をいたします。議事進行については、大津町農業委員会会議規則第16条の規定により、職務代理者をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(会長退席)

職務代理 それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

4条の4、飼料用ロール及び農業用資材置き場への転用については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

会長の入室を求めます。

(会長入室)

会 長 議事進行、ありがとうございました。続きまして、4条の5について事務局の説明を求めます。

事務局 4条の5 意見書(案)は9P、申請地見取図は17P～18Pをお願いいたします。

申請地は大字岩坂地内の農地です。

1の転用目的は共同住宅への転用です。

農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、例外規定である集落接続に該当し転用は可能です。

また、現地調査時にも話がありました周囲の土地所有者への説明についてですが、確認したところ、境界立ち合いの際に説明をしたということでしたが確認が取れませんでしたので、事務局から再度近隣住民の方へ説明をしていただくようお願いをしました。先週私からその後の確認を改めてしたところ、5月9日までに説明は済みましたとのことでしたので報告します。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、岩坂地区ですので、荒木農業委員から説明をお願いします。

- 荒木委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。  
申請地は、大字岩坂地内で、上岩坂バス停の南東約10mに位置する農地です。  
申請内容としては、立地条件及び交通の便が良い申請地で共同住宅を整備することで家賃収入を得て生活の安定を図ることを目的としております。  
現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。  
ご審議のほどよろしく申し上げます。  
一点ですが、事務局から説明がありましたが、確認は取ったと報告があったようですが、中尾推進委員からの報告では、周辺住民に説明があっておらず、自宅に資料が置いてあっただけとのことでした。説明は十分にあっていないようですが、周辺住民は、仕方がないので容認するという話をいただいたとのこと説明しておきたいと思います。
- 会 長 担当農業委員の説明が終わりました。  
次に、最適化推進委員の岩坂地区担当は中尾推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。
- 委員意見 特にありませんが、共同住宅ということで、どのような人が入ってくるか地元としては心配されているようです。
- 会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。  
それでは審議に入ります。  
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。  
(質問・異議なし)  
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成と認めます。
- 4条の5、共同住宅への転用については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。
- 続きまして日程第7、議案第4号を上程いたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは、議案第4号、農地法第5条に係る申請についてご説明いたします。  
議案書は6P～7Pをお願いいたします。今回6件の申請がなされております。  
なお、5条の1と5条の2は設定人、被設定人、農地所在地が同一となって

おりますが、使用する農地の部分及び最終的な借受人が違い、農振除外の際にもそれぞれ個別に取り扱っていたことから、本件についても同様に扱うものです。5条の1と5条の2をまとめて審議願います。

5条の1及び5条の2 意見書(案)は10P～11P、申請地見取図は19P～22Pをお願いいたします。

申請地は大字大津地内の農地です。

1の転用目的は貸駐車場への転用で20年間の賃借権の設定です。

農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、例外規定である既存施設の拡張に該当し転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、大津地区ですので、古庄農業委員から説明をお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。  
申請地は、大字大津地内で、大津北中学校の南に位置する農地です。  
申請の内容は、借受人が経営する企業の事業拡大に伴う駐車場の拡張となっており、農地および農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。  
ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。  
大津地区担当は荒木幸一推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。  
それでは審議に入ります。  
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の1及び5条の2 貸駐車場への転用で賃借権の設定については、原案

のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

会 長 続きまして、5条の3について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の3 意見書(案)は12P、申請地見取図は23P～24Pをお願いいたします。

申請地は大字室地内の農地です。

1の転用目的は宅地造成で、所有権の移転です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある第1種中高層住居専用地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、室地区ですので岩本委員から説明をお願いします。

岩本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字室地内で、大津支援学校の南西側に位置する農地です。

申請の内容は、宅地造成です。大津町で住宅の需要が増えている状況である中で、申請地は公共施設から近いところに位置しており、利便性が高いことから、今回の申請となりました。

周囲に農地はないことから、日照、通風等への影響はないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。室地区担当は石原推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 ありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の3、宅地造成への転用による所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の4について事務局の説明を求めます。

事務局

5条の4、こちらは3条の3及び3条の4と関連の案件になります。

調査書は3P～4P、意見書(案)は13P、申請地見取図は25P～26Pをお願いいたします。

申請地は大字吹田地内の農地です。

1の転用目的は営農型太陽光発電設備への3年間の一時転用で、賃借権及び地上権の設定です。

農地の区分は、農振農用地に該当しますが、例外規定の仮設工作物の設置に該当し、転用は可能です。

3条の3は耕作にかかる9,654㎡の賃借権の設定、3条の4は農地上部における太陽光パネル設置のための9,654㎡の地上権の設定、5条の4は太陽光パネル基礎部分の0.95㎡の地上権の設定でございます。

なお、営農型太陽光発電にかかる3条申請につきましては、5条申請との同時許可となりますので、「許可相当」とすることについてご審議いただくものであることを申し添えます。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長

説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、吹田地区ですので東委員から説明をお願いします。

東委員

現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字吹田地内で、大津町総合運動公園の南東部に位置する農地です。

申請の内容は、営農型太陽光設備設置によるもので、太陽光発電設備下での野菜栽培に関する知見の蓄積を目的としているものです。隣接する農地所有者は全て設定人のため、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長

担当農業委員の説明が終わりました。吹田地区担当は大田黒推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 3年前にも現地を確認し、耕作は会社の職員で行っていることを確認しましたが、異動の関係で3年前と違う職員が耕作を行っています。今後も同じ様な形で行われていくと思います。作付けの状況といたしましては、上部の太陽光パネルの隙間から出ている光で甘藷を作付けし、隣のハウスでトマトを栽培しているという状況です。通常と比べて約8割の収量となっているようですが、収穫物に関しては、会社が行うイベントで購買しているという状態です。今後続けていても問題はないと考えます。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。  
それでは審議に入ります。  
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の4、営農型太陽光発電設備の一時転用の更新に伴う地上権の設定については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

併せまして、関連案件であります3条の3及び3条の4について、委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の3及び3条の4、営農型太陽光発電設備の一時転用の更新に伴う賃借権及び地上権の設定については、許可と決定します。

会 長 続きまして、5条の5について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の5 意見書(案)は14P、申請地見取図は27P～28Pをお願いいたします。

申請地は大字平川地内の農地です。

1の転用目的は駐車場への、3年間の一時転用で賃借権の設定です。

農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農



地ですが、例外規定の仮設工作物の設置に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、平川地区ですので府内委員から説明をお願いします。

府内委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字平川地内で、本田技研の南ゲートから南約200mに位置する農地です。

申請の内容は、駐車場です。被設定人の事業拡大により、急遽従業員用及び工事車両駐車場を準備する必要があり、申請地が交通の利便性が高いことから、今回の申請となりました。

駐車場のため、日照、通風等への影響はないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。平川地区担当は野村推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特に問題ないと思います。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の5、駐車場への一時転用で賃借権の設定については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

会 長 続きまして、5条の6について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の6 意見書(案)は15P、申請地見取図は29P～30Pをお願いいたします。

申請地は大字引水地内の農地です。

1の転用目的は貸駐車場で、所有権の移転です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある準工業地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

既に駐車場として造成していることから、農地に農地法の理解がなく、今後は農地法を遵守する旨の無断転用の始末書が提出されています。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、引水地区ですので古庄委員から説明をお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。  
申請地は大字引水地内で、道の駅大津から西に約300mに位置する農地です。

申請の内容は、貸駐車場です。地域住民や近隣事業所の自動車保有数増加に伴い、不足している駐車スペースを確保する必要があり、今回の申請となりました。

駐車場のため、日照、通風等への影響は問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。引水地区担当は和田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。  
それでは審議に入ります。  
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の6、貸駐車場への転用で所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第 8、議案第 5 号について上程いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局

国の法改正に伴い、令和 7 年 4 月から「農業経営基盤強化促進法」に基づく相対での利用権設定が廃止となり、「農地中間管理事業推進法」による利用権設定に統合・1 本化されます。

これに先駆けて、昨年 11 月から議案の記載方法を変更しております。

令和 7 年 4 月以降は、基盤強化法による利用権設定も、基盤強化法による所有権移転も、中間管理事業推進法による貸し借り及び売買（公社売買）となります。

それでは、議案第 5 号についてご説明いたします。

議案書は 8 P～14 P となります。

議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 5 項による農用地利用集積等促進計画（利用権）の意見についてご説明申し上げます。

今月の申請は 14 件で、全て一括方式となり、申出書面積の合計は 99,081㎡（約 9 町 9 反）です。

貸人、転貸人、借人、経営面積、利用権を設定する農地等につきましては議案書に記載のとおりです。

審議の結果、今回の計画（案）が決定された場合は農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、中間管理機構に正式な計画書を作成するよう要請書を提出することになります。

今回の計画（案）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 1 号で規定する基本方針及び農地中間管理機構事業規定に適合し、設定を受ける者は同法同項 2 号で定める農地全てを効率的に耕作し、農作業にも常時従事すると認められると判断されます。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長

事務局の説明が終わりました。

時間を設けますので、内容の確認をお願い致します。

（2～3 分程）

それでは審議に入ります。

農用地利用集積等促進計画（案）についてご意見・ご質問等はございませんか。

（意見・質問なし）

それでは、農地中間管理機構の農用地利用集積等促進計画（案）について、これを決定し、計画書作成を要請することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第5号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農用地利用集積等促進計画(利用権)については、これを決定し、中間管理機構へ計画書作成を要請することとします。

続きまして日程第9、議案第6号について上程いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第6号についてご説明いたします。

議案書は15Pとなります。議案第6号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農用地利用集積等促進計画(所有権移転)の意見についてご説明申し上げます。令和7年4月以降の売買に伴う所有権移転については、中間管理事業推進法による売買事業となります。

抵当権等の整理・代金支払い・登記事務など農業者が安心して所有権の移転ができること、また、農地集積を図るための県内唯一の公的機関であり、大津町も含めた県内の自治体が出資している団体である「財団法人熊本県農業公社」が、旧農業経営基盤強化促進法に基づき農地中間管理機構の事業の特例として実施する「農地売買等事業」を活用し実施しています。

農用地区域内の農地が対象です。

今月の所有権移転申出書・計画書の件数は1件です。

譲渡人、譲受人、所有権を移転する農用地、所有権移転内容につきましては議案書に記載のとおりです。

申出書面積の合計は、9,904㎡(約1町)、対価の合計は7,923,200円です。

譲渡人の規模縮小に伴い、農業公社が買い入れる計画です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長

事務局の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

農用地利用集積等促進計画(案)の所有権移転についてご意見・ご質問等はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、大津町長が定めた農用地利用集積等促進計画の所有権移転について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条による農用地利用集積等促進計画（所有権移転）については、原案どおり承認・決定とし、公益財団法人熊本県農業公社へ農用地利用集積等促進計画の策定を要請します。

続きまして日程 10、議案第 7 号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 7 号農業委員会の法令順守の申し合わせについてご説明申し上げます。

まずは本件を議案としてあげさせていただいた経緯をご説明させていただきます。

農業委員会の役割につきましては、法令に則り適正に農地制度を運用するとともに、農地利用等の最適化の推進を図ることが責務となっています。しかし、過去に農業委員会会長や職員がその立場を利用し、自身の利益のために収賄を行い、逮捕される事案が発生しております。

これを受けて、令和元年 11 月 28 日に開催された全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会の綱紀保持を図るため、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議されました。その際、各農業委員会で決議を行うよう要請があったことを受けて、本件を議案に挙げさせていただいた次第です。

前回決議を受けたのが令和 2 年 8 月総会時と、前体制時のため、新体制でも同様に決議をお願いするものです。

それでは、議案書 16 P について読み上げさせていただきます。

農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、高い倫理観を持ち、法令を遵守し、公正にその職務を遂行することが必要不可欠である。よって、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

#### 記

1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同法第 33 条の議事録の公表を適正に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵

守を徹底するための研修等を実施すること。

以上、説明を終わります。

会 長

それでは審議に入ります。

ご質問・ご意見は、ございませんか。

(意見・質問なし)

それでは、農業委員会の法令順守の申し合わせについて、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第7号 農業委員会の法令順守の申し合わせにつきましては、原案どおり承認・決定とします。

続きまして日程11、報告第1号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは報告第1号についてご説明いたします。

議案書の17Pをお願いします。報告第1号 農地法第5条の規定による許可不要届出についてご説明申し上げます。

申請者・転用しようとする土地の所在につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出の内容は、農地法第5条第1項第1号の規定により、熊本県が県道瀬田熊本線及び県道瀬田竜田線の道路用地として転用するものです。以上の場合、「農地法」及び「農地法施行規則」の規定により、許可は不要となります。

以上、ご報告いたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

報告1号についてご意見・ご質問等はございませんか。

(意見・質問なし)

続きまして日程第12 議案第8号を上程いたします。

その他について事務局から審議案件はありますか。

事務局 (事務局次長が資料を説明)  
お手元に配布しております「R 7. 5. 1 2 総会時 委員配布資料」をご覧ください。

- ・ 6 月の現地調査及び小委員会予定について  
(案はR 7. 6. 3 (火) 午前9時00分～ 3階 会議室302AB)
- ・ 6 月の定例総会予定について  
(案はR 7. 6. 10 (火) 午前9時30分～ 3階 会議室302AB)
- ・ 毎月の【農業委員会活動記録簿】の提出について(お願い)
- ・ 農道拡幅要望調書様式の作成及び配布について
- ・ 令和7年度 大津町農業委員会歓送迎会 収支報告書

職務代理 農道拡幅要望調書の様式は、今回出席していない委員にはどうするのですか。

事務局 その他協議のお知らせ文とともに送付します。

石原委員 「相談の手引き」を見てもわからないことがあったのですが、消費税の関係で、ネットなどをみると食料品について消費税をゼロにするという話が出ているのですが、通常は販売税額から仕入税額を引いた分を消費税として納税しますが、食料品の消費税がゼロになった場合、今後どうなるのでしょうか。輸出している会社は消費税還付金があり、医療関係については消費税を取っていない。ここで聞くべきなのかわからないのですが、疑問に思われた地元の方から聞かれました。

事務局 調べて後日報告させていただきます。

大村委員 先日、生討論会があつていまして、石破首相は消費税については明確な答えを出していませんでした。

事務局 農地を探しているという相談が来ておりまして、1件は企業誘致課から代替地として、1件は地元にお住まいの方から家庭菜園用ということで相談があつています。

大村委員 賃借でもいいのですか。

事務局 地元住民の案件につきましては賃借でも大丈夫かと考えますが、企業誘致課の案件については売買になります。

事務局 先ほど、次長から話がありましたが、会計検査が大津町にもあたりまして、大

津町については農政部局とともに２７日の一日間見るという情報が入っていますが、詳細にどの事業が見られるのか現時点で不明です。お知らせいたします。

会 長       他にございませんか。何もなければ、本日、農業委員会に付託してありました議事日程につきましては、すべて終了しました。最後に閉会を、荒木職務代理者をお願いします。

職務代理   これをもちまして、令和７年５月の第２３回農業委員会定例総会を終了いたします。大変お疲れ様でした。



令和7年5月12日

本日の審議は、上記のとおり相違ないことを証明いたします。

議 長 津田 恵美

議事録署名委員 宮崎 京子

議事録署名委員 宮崎 恵美